

懲罰審査特別委員会会議録

平成19年3月13日

北 見 市 議 会

午前 9時32分 開議

○(坂森委員長) おはようございます。ただいまから懲罰審査特別委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(永山局長) ご報告申し上げます。

ただいまの出席委員数は11名、全員出席であります。

以上であります。

○(坂森委員長) まず、当委員会に付託されておりました、議員松谷隆一君に対する懲罰の動議について、正副委員長において委員会報告の文案を作成しておりますので、これより事務局に朗読いたさせます。

○(井上課長) [別紙「委員会報告」を朗読]

○(坂森委員長) ただいまの事務局から朗読のあったとおり、特別委員会の報告は・・・

○(菊池委員) いまの委員長、副委員長で作成いただいた文案についてなのですが、昨日の委員会審議の進め方が、どういう手順で行われるのかというのが、十分に説明が持たれなかったのですけれども、その中で、いまの報告にかかわって、発言ですから、議会の品位を汚したということに対する懲罰動議でしたから、どの部分が懲罰に値するのかという認定をまずこの委員会ではしなければならない。そのことが報告の中にないのです。

それは、意見としてあるわけで、委員会としてこの部分が懲罰に値するかしなないかを議論して、その後、懲罰の中身をという、そういう手順にきのうはなりましたけれども、最初の提案者が質疑の中で答えた答弁がありました、これしかないのですけれども、その指摘した部分の、その中で松谷議員が発言したこの分が懲罰に値すると認定して、懲罰の正否について議論したと、こういう流れがこの懲罰委員会の報告書には必要なのではないかと思うのです。

その部分が、いまの報告にはなかったもので、そこについてどのように・・・

○(河野委員) 流れとしては、きのうの流れのまままで進んで採決までいったわけですから、基本的にはいまの報告文でいいかと思えますけれども、少なくとも、私の方からは、過去にも松谷議員の場合はそういう事例があって、それも一つ入れておいていただきたいと思えますし、また同時に議長から退場を命じられてもこれにしたがわなかった松谷議員の経緯があるわけです。

このことは極めて重い部分があるのです。議長は傍聴席も含めて、全ての議場内の議事整理権を持っているわけですから、これにしたがわなかったということになれば、これは、本来はもっと重い処分を科せなければならない部分もあったと思うのですけれども、議員は基本的には市民の代表者として、そして代弁者として議会に出てきて発言をすることが一つの大きな仕事であるわけですから、最長1週間の出席停止処分ができるわけですけれども、それではあまりにも処分が重いということで3日程度にとどめたというのが実態でありますけれども、その部分を含みの上、私の申し上げました2点について、ぜひ報告の中に加えてほしいと思えます。

○(菊池委員) いまのはちょっと無理なのです。いまの河野委員の言っていることは無理で、懲罰をさらにこれも足せ、あれも足せということになると、それはさらに懲罰の提案がなければできないのです。

○(坂森委員長) いまの河野委員の発言については、一定程度正副委員長で整理しておりますので、それは後ほど明らかにしたいと思います。

まず、意見を求めまして、それを整理してまいりたいと思えます。

○(鳥越委員) 私は、懲罰動議で説明されたとおり、市長は契約に当たるときに法律に抵触しますよと、総務省に聞いていただきたいと、法律的にはちょっと問題があると思えますと、もう一回先ほども言いましたけれども、議決されていない事項、これはすごく問題ですと、すごく問題ですと、これは大

変ですよ、はっきり言って法律に抵触しますよと、大変ですと、何が大変なのか、法律に抵触すると、それは大変だということは、それは市長が逮捕になるということなのですかね、これはやはり、この問題で皆さんが認めているわけですから、これは委員長報告に盛り込んでいただきたいと、こう思います。

○(坂森委員長) 他にご意見ございませんか。

暫時休憩いたします。

午前 9時43分 休憩

午前 9時46分 再開

○(坂森委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

菊池委員、鳥越委員、そして河野委員の発言がございました。

まず、河野委員の発言の方から、私ども正副委員長で整理したことをお伝えいたします。

議長の退場命令にしたがわなかったということがあります。このことにかかわりましては、今回の審査の目的は、一般質問の発言内のものであります。この部分については、この委員会でも発言はありましたけれども、報告の中に盛り込む必要はないのではないかということでの正副委員長の整理をさせていただいております。

それから、菊池委員の品位の認定の部分でありますけれども、本会議に提出された中で松谷議員の議決されていない事項云々という、提出された事案が、事由が明示されながら、本委員会が設置されました。そのことに基づいての部分で、この審査もあり、この報告に及んでおりますので、この部分を捉えたことだという前提に立ったということで、整理をさせていただいております。

これと同じことが鳥越委員のことにも、裏腹の面と言われるわけです。鳥越委員の発言を載せながらということになりませんので、菊池委員もそこを指摘していると思いますので、そのことに起因してこの審査が行われたというふうに理解していただき

いと思います。

他にご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(坂森委員長) それでは、皆さんからご審議いただきましたとおり、本日本会議において、この報告文で報告することといたします。

以上で本委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前 9時48分 閉議

懲罰審査特別委員会報告

ただいまから、今定例会におきまして、私ども懲罰審査特別委員会に付託されました「議員松谷隆一君に対する懲罰の動議」について、審査における主な質疑と結果をご報告申し上げます。

この動議は、三月十二日の一般質問における松谷隆一議員の国民健康保険常呂病院の経営移譲に係る発言の中で、会議規則に規定する議会の品位の尊重に違反する発言があったとして、鳥越良孝議員ほか二十名から提出されたものであります。

委員会は、三月十二日の本会議終了後委員会を開催し、まず、小畑紘司委員を全会一致をもって副委員長に選任し、引き続き審査に入ったところであります。

まず、松谷隆一議員に懲罰を科することについてであります。委員から、

・本会議での提出者からの答弁では、常呂病院の経営移譲が法律的に問題があり、法律に抵触しているとの発言があったとしているが、このことは理事者の答弁を聞けばわかったことではないか。

・発言内容が不穏当ということで、発言者の陳謝で対応できるのではないか。

・松谷議員の、法律に抵触するとの発言には、行き過ぎがあつた。

・質問内容に明らかに間違いがあるので、懲罰の対象になると考える。

・松谷議員の発言は、市長の一回目の答弁で訂正があつたところから出ているもので、理事者の答弁があればわかつてもらえたと思う。

・議会は議論の府であり、疑義をただすのは当然であるが、行き過ぎた発言はいかがなものか。

・発言を訂正することで発言の場が確保されるようにすべき。

・必要以上の言葉を用いることについては整理しておく必要がある。

・議員は、市民に選ばれ、発言することでの使命を果たすのは当然のことであるが、今回の件については、慎重を期してもらいたかった。等の意見があつたところでもあります。

この後、委員から、懲罰を科すことに反対の立場から、発言として不穏当な部分があつたと思うが、理事者から正確な答弁がなされれば、本人も気がついたのではないかと思うので、懲罰に踏み込まない対応が必要ではないか。また、本会議で本人から謝罪し、訂正するという対応はとれないか。との発言の後、採決を行った結果、起立多数で松谷議員に対し懲罰を科すことを決定したところであります。

次に、懲罰の種類についてありますが、

委員から、

・議員として発言の重みを考えてもらう対応が必要ではないか。

・一時的な出席停止を求めたい。

・市民に選ばれた議員の出席停止に当たっては、相当重い過失が前提になるのではないか。

・本人も反省しているので、議長からの嚴重注意でよいのではないか。

・責任を感じてもらうためにも、出席停止を求めたい。

・本人の反省を前提に、戒告でよいと思う。

・本人も、陳謝と訂正をしたいと言っており、

議論に熱が入ったときにはあり得ることだと思
うので、注意としてほしい。

・出席停止となれば、三回目の質問ができなく
なるので、議長からの嚴重注意でお願いしたい。

・三日間の出席停止を求めたい。等の意見があ
ったところであります。

これら意見を踏まえ、委員会は、懲罰の種類
について、採決を行った結果、起立多数で松谷
議員に三日間の出席停止の懲罰を科すことに決
定したところでありますので、本議会おかれま
しても当委員会の決定のとおりご決定ください
ますようお願い申し上げ、懲罰審査特別委員会
の報告を終わります。